

令和2年4月9日

報道関係者各位

放課後児童会(学童保育)の利用自粛協力のお願い
～児童育成料・おやつ代を減免します～

政府から緊急事態宣言が発令されたことを受け、感染拡大の防止の観点から、放課後児童会の利用者に対し、できる限り利用自粛【自宅での見守り】の協力を依頼します。

1. 利用自粛依頼期間

4月9日(木)から5月6日(水)

※緊急事態宣言の期間に応じて変動する可能性があります。

2. 4月分の児童育成料・おやつ代の減免

・4月の全期間利用しない方については全額を減免します。

・4月14日(火)から月末まで利用しない方については半額を減免します。

問合せ先

こども部児童育成課

担当：村山 貴弘(課長)

電話：047-453-7379(直通)